I まちづくり条例の基本的事項

1 まちづくり条例の目的

まちづくり条例そのもののねらいとして、次のように定めることとします。

まちづくり条例の目的

都市計画マスタープランにおけるまちづくりの将来像を実現するため、まちづくりの基本理念並びに市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、まちづくりにおける市民参加の仕組み、開発事業の手続及び基準等を定めることにより、地域・地区の特性を生かした快適なまちづくりを協働により行い、もって住みがいのある魅力的なまちづくりの推進に資することを目的とする。

2 まちづくりの基本理念

目指すまちづくりを実現するために、まちづくりの基本理念として、まちづくりのあらゆる場面において尊重すべき考え方を次のように定めます。

- ① <u>協働のまちづくり</u> まちづくりは、市民、事業者、市の相互の信頼と役割分担のもと、三者の協働により 行わなければならない。
- ② 土地の公共の福祉優先と環境負荷の少ない社会の構築 まちづくりは、土地についての公共の福祉優先等について定める土地基本法の理念、 及び環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築等について定める環境基本法 の理念を踏まえて行わなければならない。
- ③ 地域・地区の特性を生かしたまちづくり まちづくりは、狭山丘陵に代表される緑を守り、はぐくみながら、地域・地区の特性 を生かした、誰もが安心していきいきと暮らせるまちにしていくことを基本に行わなけ ればならない。

3 市・市民・事業者の責務

まちづくりを進めるに当たっては、市、市民、事業者の三者の役割分担のもと、協働により取り組むことが重要であることから、三者それぞれの責務として次の内容について定めます。

- (1) 市の責務
 - ① 市民、事業者の両者の支援及び誘導
 - ② まちづくりに必要な施策の総合的実施
 - ③ まちづくりに関する情報の提供
- (2) 市民の責務
 - ① まちづくりへの主体的かつ積極的な参加
 - ② 市のまちづくり施策への協力
- (3) 事業者の責務
 - ① 地域の良好な環境確保のための措置
 - ② 市のまちづくり施策及び地域のまちづくり活動への協力
 - ③ 開発事業に伴う紛争の予防及び解決